

Ⅱ 調査結果

1. 回答病院の属性

1) 所在地

都道府県別の回答病院数は、「北海道」が最も多く268病院（回答病院の7.4%）、次いで「東京都」223病院（6.2%）、「大阪府」205病院（5.7%）などである【統計表1】。

最も少ないのは「福井県」と「鳥取県」でそれぞれ24病院（0.7%）だった。

2) 設置主体

「医療法人」が最も多く1,571病院（43.5%）、次いで「都道府県・市町村」670病院（18.5%）、「個人」337病院（9.3%）である【統計表2】。「医療法人」「個人」を合わせた、いわゆる私的病院が52.8%を占めている。

3) 許可病床数

「99床以下」が891病院（24.7%）、「100～199床」1,083病院（30.0%）、「200～299床」614病院（17.0%）、「300床以上」1,024病院（28.2%）で、200床未満の中小規模施設が半数以上を占めている。設置主体別にみると、「医療法人」「個人」では小規模病院が多い【統計表2】。

回答病院の平均許可病床数は234.7床である。

4) 病床の種類

「一般病床」を持つ病院は3,082病院（85.3%）、以下「療養型病床群」228病院（6.3%）、「精神病床」572病院（15.8%）、「結核病床」308病院（8.5%）、「老人病床」445病院（12.3%）である【統計表3】。

5) 看護料等の届出状況

①一般病床

「新看護」を算定する病院は2,717病院（一般病床を持つ3,082病院の88.2%）で、「基準看護（特3類・特2類・特1類・基本看護）」は313病院（10.2%）である【統計表4-1】。「新看護」を算定する病院のうち、「2対1」看護料を算定する病院は581病院、「2.5対1」は777病院、「3対1」は1,030病院で、「2.5対1」以上を算定する病院がほぼ半数を占める【統計表4-2】。

設置主体別にみると、「国（厚生省）」では、「3対1」をとる病院の比率が64.1%と、他の設置主体と比較して高い。

②療養型病床群

「療養Ⅰ群」が60病院（療養型病床群を持つ228病院の26.3%）、「療養Ⅱ群」が158病院（69.3%）である。

「療養Ⅰ群」では「新看護」を算定する病院は25病院（療養Ⅰ群病院の41.7%）、「療養Ⅰ群入院医療管理料Ⅰ」が11病院（同18.3%）などである。

「療養Ⅱ群」では「療養Ⅱ群入院医療管理料Ⅰ」を算定する病院が67病院（療養Ⅱ群病院の42.4%）、「同Ⅱ」50病院（31.6%）などで、「入院医療管理料」のうちの要員配置が厚い種別を算定する病院が大部分を占める【統計表5】。

③精神病床

「新看護」を算定する病院は415病院（精神病床を持つ572病院の72.6%）で、「基準看護（特2類・特1類・精神基本1類・精神基本2類・基本看護）」は126病院（22.0%）である【統計表6】。

「精神科急性期治療病棟入院料」を算定する病院は8病院、以下「精神療養病棟入院料」51病院、「老人性痴呆疾患治療病棟入院料」19病院、「老人性痴呆疾患療養病棟入院料」9病院である。

④結核病床

「新看護」を算定する病院は211病院（結核病床を持つ307病院の68.7%）で、「基準看護（特2類・特1類・結核基本1類・結核基本2類・基本看護）」は58病院（18.9%）、結核病棟が小規模の場合に認められるケースとして「一般病棟とあわせて届出」している病院が11病院（3.6%）である【統計表7】。

⑤老人病床

「老人病棟入院医療管理料Ⅰ」を算定する病院が192病院（老人病床を持つ44病院の43.2%）、「同Ⅱ」158病院（35.6%）などで、「入院医療管理料」のうちの要員配置が厚い種別を算定する病院が大部分を占める【統計表8】。

6) 病棟看護要員の配置状況

病棟（院内の各種別の合計）の看護要員配置数については、3,499病院が回答した（表1）【統計表9】。

病棟看護職員（有資格者）に占める准看護婦の比率には設置主体別にみるとかなりの差がある。准看護婦の比率が低いのは「国（その他）」3.9%、「会社」6.1%、「日赤」8.3%など、准看護婦の比率が高いのは「個人」51.4%、「医療法人」44.1%である。

なお、「医療法人」「個人」病院の病棟配置看護要員数を職種別にみると、「准看護婦」配置数に対して「看護補助者（介護職員）」配置数がこれに匹敵ないしはこれを上回っており、注目される【統計表9】。

一般病棟を持つ病院については、さらに一般病棟の看護要員配置を尋ね、2,928病院が回答した（表2）【統計表10】。

表1 病棟看護要員配置状況
(回答病院数3,499)

病棟看護要員総数	374,636.2人(100.0%)
看護婦(保・助含む)	235,478.6 (62.9)
准看護婦	73,068.9 (19.5)
看護補助者(介護職員)	66,088.7 (17.6)

表2 一般病棟看護要員配置状況
(回答病院数2,928)

病棟看護要員総数	283,157.2人(100.0%)
看護婦(保・助含む)	198,668.9 (70.1)
准看護婦	46,940.0 (16.6)
看護補助者(介護職員)	37,548.3 (13.3)

表3 一般病棟で「2対1」看護料をとる
病棟の看護要員配置 (回答病院数555)

病棟看護要員総数	99,004.4人(100.0%)
看護婦(保・助含む)	83,462.6 (84.3)
准看護婦	7,546.3 (7.6)
看護補助者(介護職員)	7,995.5 (8.1)

表4 「2対1」看護料を算定する一般病棟の
看護職員1人当り患者数

1人当り患者数	病院数
総数	581 (100.0%)
1.5人以下	82 (14.1)
～1.7人以下	117 (20.1)
～2.0人以下	288 (49.6)
～2.5人以下	58 (10.0)
2.5人を超える	8 (1.4)
不明	28 (4.8)

7) 新看護「2対1」看護料をとる一般病棟の看護要員配置

「新看護」体系では、「2対1」看護料をとる場合は「看護補助料」はあわせて算定できないが、実際には相当数の看護補助者が配置されている(表3)。

調査当日の一般病棟の在院患者数をもとに、病棟看護職員(保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦)1人当りの患者数を算出した結果を表4に示す。看護職員1人当り患者数が「1.5人以下」、すなわち患者対看護職員数「1.5対1」以上の配置をしていた病院が82病院(「2対1」看護を算定する病院の14.1%)あることがわかる。看護職員1人当り患者数は平均1.76人、看護補助者1人当り患者数は平均20.1人である(回答病院数553)。

8) 一般病棟の平均在院日数

看護料の新看護「2対1」「2.5対1」、基準看護「特3類」の算定にあたっては、特定機能病院など一部の例外を除き、平均在院日数が30日以内であることが求められており、ほとんどの病院の平均在院日数は30日以下となっている。それ以外の看護料を算定する場合は平均在院日数の要件はなく、平均在院日数が40日を超える病院も相当数に上っている(表5)【統計表11】。

また、表5で新看護「2対1」をとる病院と「2.5対1」をとる病院とを比較すると、明らかに「2対1」病院で20日以下である病院の比率が高く、平均在院日数の分布がより短いほうに偏っていることがわかる。「特3類」をとる病院の平均在院日数の分布は、「2対1」病院と類似している。

表5 一般病棟の平均在院日数分布

		病院数	～15日	15.1～ 20.0日	20.1～ 25.0日	25.1～ 30.0日	30.1～ 35.0日	35.0～ 40.0日	40.1日 以上	無回答
新 看 護	2.0	580 (100.0%)	8.6%	30.3%	37.1%	17.6%	3.1%	0.7%	0.5%	2.1%
	2.5	777 (100.0%)	4.0	19.4	38.4	31.3	2.4	1.8	0.9	1.8
	3.0	1,030 (100.0%)	3.5	5.1	9.9	14.2	12.0	9.2	38.9	7.2
	3.5	157 (100.0%)	5.1	7.6	9.6	11.5	11.5	7.0	36.9	10.8
	4.0	171 (100.0%)	5.8	5.8	7.6	12.3	12.3	7.6	35.1	13.5
基 準 看 護	特3類	56 (100.0%)	7.1	32.1	37.5	17.9	3.6	—	—	1.8
	特3+特2	82 (100.0%)	1.2	6.1	12.2	26.8	30.5	8.5	11.0	3.7
	特2類	111 (100.0%)	3.6	9.0	10.8	15.3	10.8	7.2	37.9	5.4
	特1類	44 (100.0%)	4.5	—	13.6	13.6	4.5	13.6	36.6	13.6

9) 「夜間勤務等看護加算」の算定状況

「夜間勤務等看護加算」の算定要件は、96年4月の診療報酬改定を機に大きく変更された。要件変更前の96年3月時点でこの加算を「算定していた」病院は600病院(16.6%)、「算定していなかった」656病院(18.2%)、「無回答」2,358病院(65.2%)である【統計表13】。

要件変更から半年をへた調査時点で「夜間勤務等看護加算」を「算定している」病院は1,843(51.0%)、「算定していない」1,105病院(30.6%)、「届出後受理回答待ち」23病院(0.6%)、無回答643病院(17.8%)だった。設置主体別にみて「算定している」病院の比率が高いのは、「厚生連」89.2%、「国(厚生省)」89.0%、「日赤」85.3%など公的な病院だが、「医療法人」では37.4%、「個人」でも23.4%が算定している【統計表12】。

算定している種別(複数回答)は、「I(b)」1,086病院(算定している病院の58.9%)、「I(a)」803病院(43.6%)、「I(c)」675病院(36.6%)、「II(a)」400病院(21.7%)、「II(b)」153病院(8.3%)である【統計表12】。

2. 96年の看護職員等の採用状況

1) 新規採用の有無

3,366病院(回答病院の93.1%)で新規採用があった。2,677病院(同74.1%)では新卒者の採用があった。設置主体別にみると、従来採用が困難な病院が多いといわれてきた私的病院でもほとんどの病院で新規採用ができており、「医療法人」の96.5%、「個人」でも93.7%が新規採用実績があったと回答した。一方、「国(厚生省)」の12.2%、「自治体」の9.7%が「新規採用はなかった」と回答していることが注目される【統計表14】。

2) 職種別の採用者数

職種別の採用者数を表6に示す。「医療法人・個人」では准看護婦の採用数が多く、これらの病院は准看護婦の主な就職先となっていることがわかる。また、「医療法人・個人」病院では准看護婦採用者数を上回る数の看護補助者を採用しており、付添い看護解消・療養型または介護力強化病院への転換を進める病院が積極的に看護補助者（介護職員）の採用を行っていると思われる。

3) 今年度(96年)の採用方針

国・公立、公的病院では「看護婦のみ」とする病院が多く、私的病院では「看護婦優先」とする病院が多いながらも「看護婦・准看護婦それぞれについて採用数を設定し採用」としている病院もある(表7)【統計表16】。

4) 今年度(96年)の採用状況

「ほぼ基本方針にそって採用できた」病院が多い。「看護婦を全く採用できなかった」「看護婦・准看護婦とも採用できなかった」病院はごく少数にとどまった(表8)【統計表17】。

「医療法人・個人」病院で採用方針を「看護婦優先」と回答した1,077病院のうち、「ほぼ基本方針にそって採用できた」441病院、「看護婦採用は予定を下回った」430病院、「予想以上に看護婦採用ができた」73病院、「看護婦を全く採用できなかった」64病院だった。半数以上の病院は予定どおりかそれ以上の採用実績をおさめたといえるだろう。

3. 来年度(97年)の採用方針

1) 看護婦・士

「国」・「自治体」では「欠員状況により決定する」という回答が多く、前年度調査に引き続いて全体

表6 職種別採用者数(人)

	病院数	採用者総数	保健婦	助産婦	看護婦	准看護婦	看護補助者
総数	3,366	51,863	465	1,210	32,827	8,174	9,187
国	246	3,904	17	175	3,626	51	35
自治体	560	6,770	63	317	5,741	303	346
公的	201	4,856	49	148	4,023	333	303
社会保険関係団体	87	1,849	37	78	1,568	75	91
医療法人・個人	1,832	23,182	114	191	9,450	6,144	7,283
学校法人その他	426	11,069	184	298	8,316	1,199	1,072
無回答	14	233	1	3	103	69	57

表7 今年度(96年)の採用方針(病院設置主体別)

	看護婦のみ	看護婦優先	主として准看	看・准それぞれ	その他	無回答
総数(回答病院数3,614)	35.4%	42.8%	0.8%	14.7%	2.8%	3.5%
国(277)	78.2	18.1	0.4	0.4	2.2	0.7
自治体(670)	65.3	21.2	—	1.9	3.9	7.6
公的(206)	64.5	30.6	—	2.4	1.0	1.5
社会保険関係団体(91)	84.6	14.3	—	1.1	—	—
医療法人・個人(1,908)	11.7	56.5	1.3	24.3	3.3	2.9
学校法人その他(446)	42.6	43.6	0.4	9.6	1.1	2.7
無回答(16)	6.3	62.4	—	25.0	—	6.3

表8 今年度(96年)の採用状況(病院設置主体別)

	方針どおり採用	予想以上に看護婦採用	看護婦採用予定下回る	看護婦採用できず	看・准とも採用できず	その他	無回答
総数(回答病院数3,614)	54.2%	5.1%	26.8%	3.7%	1.7%	2.9%	5.6%
国(277)	78.3	2.5	7.6	0.4	0.7	5.1	5.4
自治体(670)	62.2	3.4	14.5	2.5	1.6	5.1	10.7
公的(206)	73.3	4.9	18.4	1.0	—	0.5	1.9
社会保険関係団体(91)	79.1	8.8	6.6	1.1	2.2	2.2	—
医療法人・個人(1,908)	43.5	6.1	35.4	5.4	2.1	2.6	4.9
学校法人その他(446)	59.6	4.3	28.5	2.2	1.1	0.9	3.4
無回答(16)	43.7	—	37.5	—	6.3	—	12.5

的には採用数は欠員補充を基調として頭打ち傾向を示すとみられる。「医療法人・個人」では「今年度以上に採用」という回答が多く、引き続き採用意欲が高いが、一方で「欠員状況により決定する」との回答も3割強あった(表9)【統計表18】。

2) 准看護婦・士

「医療法人・個人」を除くと「採用予定なし」と回答した病院がほとんどである(表10)。都道府県別にみると地域的な状況にはかなりの差があるが、13県では「採用予定なし」とした病院が半数を超えている【統計表21】。

4. 最近の看護職員の確保・定着状況

あらかじめ設定した選択肢(確保・定着状況の好転を示すとみられるもの)から、該当するものをいくつでも選択する方法で回答を求めた。「看護職員の定着がよくなった」と回答した病院が半数を超え

表9 97年度の看護婦採用方針：病院設置主体別集計結果

	今年度並みの数を採用	今年度以上に採用	採用数を減らす	欠員状況により決定する	採用予定なし	未定	無回答
総数(回答病院数3,614)	23.4%	33.8%	3.6%	32.4%	1.9%	2.4%	2.5%
国 (277)	27.1	8.7	1.8	53.4	3.2	4.7	1.1
自治体 (670)	17.9	22.7	4.2	40.1	4.2	5.4	5.5
公的 (206)	34.5	33.4	10.2	19.4	0.5	1.0	1.0
社会保険関係団体 (91)	41.7	22.0	5.5	30.8	—	—	—
医療法人・個人(1,908)	21.5	40.7	2.5	30.3	1.2	1.6	2.2
学校法人その他 (446)	29.1	38.9	5.2	23.5	1.3	1.3	0.7
無回答 (16)	12.5	43.6	6.3	18.8	6.3	—	12.5

表10 97年度の准看護婦採用方針：病院設置主体別集計結果

	今年度並みの数を採用	今年度以上に採用	採用数を減らす	欠員状況により決定する	採用予定なし	未定	無回答
総数(回答病院数3,614)	8.1%	4.9%	6.2%	29.9%	38.4%	4.0%	8.5%
国 (277)	—	—	0.7	3.6	77.3	4.7	13.7
自治体 (670)	1.2	0.7	1.2	8.1	70.7	4.8	13.3
公的 (206)	1.5	—	5.8	15.0	66.6	1.9	9.2
社会保険関係団体 (91)	1.1	1.1	—	3.3	85.7	3.3	5.5
医療法人・個人(1,908)	13.1	8.4	9.0	44.1	15.7	4.0	5.7
学校法人その他 (446)	6.1	2.2	6.1	30.0	41.7	3.6	10.3
無回答 (16)	18.8	—	12.5	37.4	18.8	—	12.5

る(表11)【統計表22】。「医療法人」「個人」では定着がよくなったと回答した病院が多いものの、「応募者が増えた」「新卒看護婦を採用しやすくなった」など採用状況の好転を示す回答が他の設置主体と比較して少ない。

なお、選択肢の「該当項目なし」には、自由回答記述から「依然として定着が悪い」「採用ができない」という回答のほか、「定着は以前からよく、最近特に変化はない」などの回答を分類し、集計している。

5. 今後の病棟看護要員数

看護職員(有資格者)については、「増員」52.1%、「現状維持」42.0%、「削減」0.8%など、看護補助者(介護職員)については、「増員」20.4%、「現状維持」53.5%、「削減」6.2%などである。

設置主体別にみると、今後看護職員を「増員」と回答した病院の比率が高いのは「公的」「医療

表11 最近の確保・定着状況の変化（複数回答）：病院設置主体別

	定着がよくなった	欠員減少・新規採用減	応募者増	採用辞退者増	新卒看護婦採用容易に	既卒看護婦採用容易に	その他の改善傾向	該当項目なし	無回答
総数(回答病院数3,614)	50.4%	17.2%	20.5%	3.0%	18.7%	10.7%	2.3%	19.3%	5.1%
国 (277)	45.1	29.6	34.3	4.0	23.1	6.5	3.2	17.7	1.4
自治体 (670)	43.1	24.9	35.7	2.5	23.3	8.7	2.4	17.5	8.5
公的 (206)	51.9	13.6	36.4	3.4	35.4	11.2	1.0	13.1	1.9
社会保険関係団体 (91)	58.2	18.7	53.8	6.6	41.8	16.5	2.2	9.9	2.2
医療法人・個人(1,908)	53.0	14.5	8.8	2.1	12.2	11.9	2.4	21.2	5.2
学校法人その他 (446)	51.3	10.5	25.1	5.8	24.9	10.1	2.2	19.7	3.6
無回答 (16)	37.5	18.8	12.5	12.5	12.5	6.3	0.0	25.0	6.3

表12 今後の病棟看護要員数（設置主体別）

	看護職員（有資格者）					看護補助者（介護職員）				
	増員	現状維持	削減	未定	無回答	増員	現状維持	削減	未定	無回答
総数(回答病院数3,614)	52.1%	42.0%	0.8%	2.6%	2.5%	20.4%	53.5%	6.2%	6.6%	13.3%
国 (277)	24.9	63.2	1.4	7.6	2.9	11.6	46.9	9.0	15.2	17.3
自治体 (670)	43.2	47.2	1.2	4.8	3.6	17.9	45.2	6.1	11.5	19.3
公的 (206)	57.8	39.3	—	1.9	1.0	17.0	54.9	10.2	5.8	12.1
社会保険関係団体 (91)	35.2	63.7	—	1.1	—	9.9	65.9	6.6	6.6	11.0
医療法人・個人(1,908)	59.4	36.1	0.6	1.3	2.6	24.0	56.3	5.1	3.7	10.9
学校法人その他 (446)	52.7	43.5	0.7	2.2	0.9	18.2	54.0	7.4	7.4	13.0
無回答 (16)	56.1	31.3	6.3	—	6.3	25.0	56.2	—	—	18.8

法人・個人」であり、「国」「社会保険関係団体」では「現状維持」とした病院の比率が高い（表12）【統計表24】。

6. おわりに

今回調査では半数以上の病院が「看護職員の定着がよくなった」と回答した。絶対的な「看護婦採用難」の時代ははまだ記憶に新しいが、われわれはいまや良好な職員定着を背景に、いっそうの看護サービスの質向上をめざして、看護要員の採用や配置に新たなビジョンをもって臨むべき時を迎えつつある。

国・自治体病院では従来からの定着のよさに加え、「欠員減少により新規採用が減少」「応募者増」などの傾向がみられる。今後の病棟看護職員数は「現状維持」とする病院が多く、来年度は看護婦についても「欠員状況により決定」と、採用数の頭打ち傾向が続いている。

医療法人・個人病院では採用状況が好転した病院は多くはないが、半数以上が「定着がよくなった」

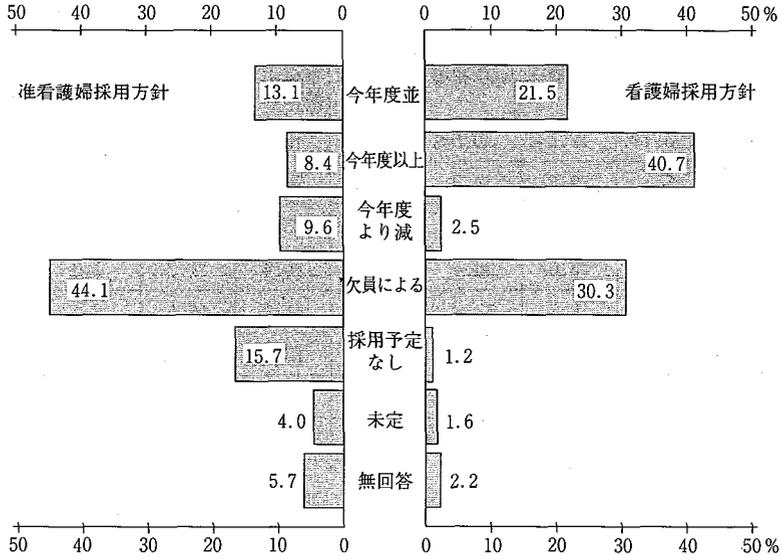


図 医療法人・個人病院の97年度の採用方針

と回答、今後の病棟看護職員数は約6割が「増員」予定とした。来年度は看護婦を「今年度以上の数採用」予定の病院が4割ある一方で、採用を「欠員状況により決定する」が看護婦について3割、准看護婦について4割強（図）となった。好転した定着状況をにらみながら可能な限り看護婦を採用し、充足できない場合は准看護婦を採用する方針とみられる。

当面看護婦養成数が増加するなか、公的病院の採用数が頭打ち傾向を続ける見込みで、私的病院でも採用にむけた努力が報われる状況がいつそう広がってくると予想される。